設置計画履行状況等調査の結果について (令和6年度)

1. 調査の概要

設置計画履行状況等調査(以下「調査」という。)は、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)第14条(※1参照)に基づき、大学・大学院、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)の設置認可時等における附帯事項及び授業科目の開設状況、教育研究実施組織(教員組織)の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各大学等から報告を求め、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において、学問的・専門的な観点から調査を行い、各大学等の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施しているものである。

2. 調查対象

調査は、原則として、開設年度に入学した学生が卒業する年度(以下「完成年度」という。)までの間、認可を受けた者又は届出を行った者に対して書面調査を実施し、必要に応じて、面接調査、実地調査を行っている。

なお、調査で指摘された対応が不十分な大学等については、完成年度後も継続して調査を行う場合がある。

3. 令和6年度調査結果の概要

調査対象校数は全 392 校(うち、完成年度後も継続して調査を行った対象校数は15 校)1,093 学科等であった。

調査は、大学等の設置計画に対する履行状況を確認の上、必要に応じて改善等を求めるものであり、令和6年度の調査の結果、設置計画の履行状況に対して指摘が付された大学等は158校であった。(表1及び別添参照)

具体的な指摘の例は、以下のとおり。

- 大学設置基準に定められた必要教員数の基準を下回った状態が見受けられ、法令違反状態であった事例 (1校)
- 大幅な収容定員の未充足が続いている大学等(81校)や、収容定員を超過している大学等(33校)など、収容定員が適切に管理されておらず、結果として教育にふさわしい環境が確保されているか危惧される事例

- 基幹(専任)教員が辞任等している中で、十分な補充が完了していない状態や、補充の検討がなされていない状態の大学等など、設置計画で示された教員組織が適切に編制されておらず、学生に対する教育の質の低下が危惧される事例(20校)
- 定年規程に定める退職年齢を超える基幹(専任)教員数の割合が高く、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏るなど、適切な教員組織が編制されておらず、教育研究の継続性が危惧される事例(27校)

各申請者においては、設置計画が「社会に対する『約束』」であることを十分認識し、安易に設置計画を変更することなく、それぞれの人材養成の目的の 実現に向けて、確実に履行することを改めて強く求めたい。

表 1

	国立	公立	私立	計
調査対象校	63校	29校	300校	392校
うち、指摘が付された大学等	7 校	1 校	150校	158校
指摘事項(法令違反)が付された大学等	0 校	0 校	1 校	1 校
指摘事項(是正)が付された大学等	0 校	0 校	3 5 校	3 5 校
指摘事項(改善)が付された大学等	7 校	1 校	135校	143校

⁽注) 同一校に各区分の指摘事項が付された場合にはそれぞれで計上している。

4. 設置計画履行状況報告書等の情報公開

履行状況を記載した設置計画履行状況報告書等は、社会に対する説明責任を 果たすために、各大学等のウェブサイト等を利用し、情報を必要とする者が容 易に確認できるよう積極的に公開することが求められる。

なお、本調査の結果は、全ての大学が受けることを義務付けられている「認証評価」(※2参照)と有機的な連携が図られるよう各認証評価機関に対して送付するとともに、有益な情報として活用されるよう都道府県の高等学校担当部署(教育委員会及び私立学校所管部局)に対しても送付する。

1. 用語の定義

種類	定義				
附帯事項	認可を受けた者が設置計画を履行するに当たって遵守すべき				
附带争填	事項及び充実することが望まれる事項				
	設置計画履行状況等調査の結果、法令に抵触すると認められ				
指摘事項(法令違反)	る事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、				
	必要な措置をとることを求める事項				
	設置計画履行状況等調査の結果、設置計画の履行状況が不適				
指摘事項(是正)	当な事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対し				
	て、是正を求める事項				
	設置計画履行状況等調査の結果、充実や改善が望まれる事項				
指摘事項(改善)	があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対してこれを				
	通知する事項				

2. 関係法令

- ※1 「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 12 号)」(抄)
 - 第 14 条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため 必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その 設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うこと ができる。
- ※2「学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)」(抄)第109条 (略)
 - 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、 政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機 関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。 ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、 文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
 - 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

 $4 \sim 7$ (略)

NO.	設置者区分	大学名等	認可 又は 届出	開設 (変更) 年度	設置区分	学部等名	学科等名	専攻等名	指摘事項
155		仙台青葉学院 短期大学	届出	R5	短期大学 学科設置				〇 比較的高い割合で退学者が発 指摘事項 生していることから、退学の 理由を踏まえた退学者の減少 のための効果的な取組を着実 に実行すること。(救急救命 学科)
									〇 定年規程に定める退職年齢を 超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨 を踏まえた適切な運用に努め るとともに、教員組織編制の 将来構想を策定し、着実に実 行すること。(教急救命学 科)
156	私立短大	長野短期大学	認可	R6	短期大学 学科設置				○ 教育内容の充実等を通じ、収 指摘事項 容定員未充足の改善に努める こと。(幼児教育学科)
157		京都文教短期 大学	届出	R5	短期大学 学科設置				○ 専任教員数が設置計画から減 少しており、教育の質の低下が危惧されるため、設置計画 に示されている専任教員数を 確実に確保するための採用計 画を立案し、確実に履行する よう努めること。(ライフデ ザイン総合学科)
158		関西外国語大 学短期大学部	届出	R6	短期大学 学科設置				○ 教育内容の充実等を通じ、収 容定員未充足の改善に努める こと。(未来キャリア英語学 科)